

1997年(平成9年)9月25日

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市情報公開審査会  
会長 保住昭一

情報公開の請求拒否処分に関する異議申立てについて(答申)

平成8年11月19日付けで諮問された「整理番号292-13 用地・導入計画 境川横断の検討資料」の非公開の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市が「整理番号292-13 用地・導入計画 境川横断の検討資料」(以下「本件文書」という。)の情報公開請求に対し、平成8年10月14日付けでした非公開処分とした本件文書のうち「道路(都計道、河川管理用通路)の嵩上による補償件数」の部分を除き公開とすべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は、平成8年7月3日に、藤沢市長に対し本件文書について藤沢市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条の規定により、閲覧等の請求を行った。
- (2) 藤沢市長は、同年7月12日付けで、条例第8条第2項の規定により、異議申立人に対し期間延長の通知を行った。
- (3) 藤沢市長は、同年10月14日付けで、異議申立人に対し非公開の決定を行った。
- (4) 異議申立人は、同年11月8日付けで、藤沢市長に対し非公開の取消を求める異議申立てを行った。
- (5) 藤沢市長は、同年11月19日付けで、条例第12条第2項の規定により、本件異

議申立てを藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書について平成8年10月14日付けの藤沢市長の非公開とした処分の取消を求め、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、藤沢市長が、本件文書について条例第6条第1項第3号ア及び同号ウに該当するとした非公開の決定は、次に掲げる理由から条例の解釈及び適用を誤っている、というものである。

本件文書は藤沢市都市計画道路高倉遠藤線と、横浜市の都市計画道路の接続に伴う調査検討資料である。この両道路は、すでに都市計画決定がされているものと思われる。

すでに都市計画決定がされている道路について、調査検討の資料を住民に対して公開しないのはおかしい。

公共事業の基礎的調査事項は、補償等住民に直接影響を与えるものであるから、これらはすべて公開すべきものである。

### 4 実施機関の職員（湘南台地下鉄推進事務所職員）の説明要旨

#### (1) 本件文書の内容

藤沢市と横浜市は、現在横浜市の市営地下鉄1号線及び相模鉄道株式会社のいずみ野線の湘南台駅乗り入れに伴う地下広場等の公共施設整備に関して相模鉄道株式会社、関係機関、地元等との協議、調整を行い、事業の推進を図ってきている。

この計画の事業では、横浜市の市営地下鉄1号線及び相模鉄道株式会社のいずみ野線の2線はそれぞれ横浜市より藤沢市域に入り、湘南台駅に接続することになっている。その際2線の鉄道が神奈川県が管理する河川（境川）を高架で横断するために横浜市では神奈川県に対し、河川占用申請が必要になった。

ところで横浜市ではかねて、桂町戸塚遠藤線が都市計画決定されており、この道路が将来河川を横断することが見込まれているので、神奈川県は横浜市に対し、その調査資料を請求した。

そこで横浜市は、河川改修計画と河川管理用道路とが交差することに伴う、その交差方法等を独自に調査し、検討し、作成した資料を神奈川県に提出していた。その資料を藤沢市が取得した。

その文書が本文書である。そこには道路の嵩上による藤沢市域の補償件数等の記載がある。

## (2) 非公開とする理由

### 条例第 6 条第 1 項第 3 号アの該当性

横浜市都市計画道路桂町戸塚遠藤線は、境川上の市境まで都市計画決定をしているが、藤沢市都市計画道路高倉遠藤線は境川手前が起点であり、この起点から市境まで都市計画決定はされていない。

また、上記 2 つの都市計画道路の接続については、藤沢市と横浜市はまだ正式な協議はしていない状況であり、本文書は意思決定の手続の途上にある情報であって、公開することにより、不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるため、条例第 6 条第 1 項第 3 号アに該当する。

### 条例第 6 条第 1 項第 3 号ウの該当性

上記のとおり本文書は、藤沢市が神奈川県及び横浜市との間の協議、依頼等に基づき取得した情報であって、公開することにより神奈川県及び横浜市との協力関係を著しく損なうおそれがあるため、条例第 6 条第 1 項第 3 号ウに該当する。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 本文書の性格

横浜市営地下鉄 1 号線及び相模鉄道いずみ野線が横浜市域から藤沢市域に入る際、市境の神奈川県が管理する境川を高架で横断することとなる。本文書は、そのために必要となる河川占用申請の事前協議のための資料として、横浜市が、都市計画道路桂町戸塚遠藤線が将来河川横断する場合に、県の河川改修計画と河川管理用通路とが交差することに伴う、その交差方法等を調査・検討・作成し、藤沢市が取得したもので、用地・導入計画、境川横断の検討資料、道路（都計道、河川管理用通路）の嵩上による補償件数から成っている。

### (2) 非公開理由の存否

実施機関は、本文書は条例第 6 条第 1 項第 3 号ア及び同号ウに該当するとして、本文書の全部を非公開とした。

条例第6条第1項は、実施機関が公開を拒むことのできる情報の一つとして、第3号に市政執行に関する情報を掲げ、そのアで、市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国又は他の地方公共団体）の機関との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しく支障が生ずるおそれのあるもの、を掲げている。

また、同号ウは、市の機関と国等の機関との間における協議又は依頼に基づき作成された情報であって、公開することにより国等との協力関係を著しく損なうおそれのある市政執行関連情報、を非公開事由の一つとして規定している。

まず、本件文書の条例第6条第1項第3号ア該当性につき検討する。本件文書の対象となっている、藤沢市都市計画道路高倉遠藤線は、境川手前が起点で、この起点から市境までは都市計画決定はしておらず、またこれと横浜市都市計画道路桂町戸塚遠藤線との接続について正式な協議もなされていないので、本件文書は市の機関と国等の機関との間における意思決定過程に関する情報であって、条例第6条第1項第3号アの前段に該当すると認められる。

そこで次に、さらに同号後段が定める、公開により公正・適正な意思決定に著しく支障が生じる場合に該当するか否かについて判断する。

同号のいわゆる意思決定過程情報の規定は、行政内部の自由な意見交換を阻害したり、特定な者に利益や不利益がもたらされたりすることを防ぎ、公正・適切な意思形成を確保しようとするものであるが、適正な行政手続きの観点からは、意思決定そのものだけでなく意思形成のプロセス自体についても、可能な限りその情報が市民に公開されるべきである。したがって、本条によって、いたずらに非公開の範囲が広げられることがあってはならず、この観点からいえば、非公開は意思決定へ著しい支障が生ずる危険が明白でかつ現実に存在する場合に厳格に限られるべきである。

本件文書のうち、「道路（都計道、河川管理用通路）の嵩上による補償件数」についての図面は、関係権利者の権利・利益に直接かかわる即地的図面であり、これが公表されると公正・適正な意思決定を著しく阻害する危険性が明らかに存在し、その蓋然性も高いと判断されるので、この箇所については非公開が妥当である。しかし、その余の部分は、事業計画の選択肢にかかわる調査資料であって、これが公開されることにより直ちに具体的弊害がもたらされるとは考えにくい一方で、問題の重大性に鑑みると、住民等への公開が求められるている情報だと思われる。

次に、本件文書の条例第6条第1項第3号ウ該当性につき検討する。本件文書は、神奈川県及び横浜市との間の協議、依頼等に基づき取得した情報であり、ウ前段に該当すると認められる。

さらに、実施機関が主張するように、後段に定める公開することにより国等との

協力関係を著しく損なうおそれのある情報に該当するか否か判断する。

このいわゆる協力関係維持情報該当性を考える際には、公開原則の観点からは、実施機関の主観的な判断や他機関側の一方的判断による過度の非公開を避け、他機関側の事務・事業への実質的で客観的な支障がある場合に限り非公開を認めるなどの厳格な解釈が求められる。これに鑑みると、本件文書の場合、公開による神奈川県及び横浜市側の支障が、前述した条例第6条第1項第3号ア後段の場合と同様の要件を実質的に満たす程度までその危険が存在すると考えられるのは、前記「道路（都計道、河川管理用通路）の嵩上による補償件数」についての図面のみであり、その余の部分はいずれもウに該当しないと判断される。

条例第6条第2項は、請求に係る情報に、非公開とすることができる情報が記録されている場合であっても、これを容易にかつ公開を請求する趣旨が失われない程度に区分できるときは、部分公開しなければならないと規定している。当審査会は、検討の結果、前述したように非公開とすることが妥当と認めた部分以外の部分を公開したとしても、容易にかつ公開を請求する趣旨が失われない程度に区分できる場合に該当すると判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 審査会の処理経過

整理番号 292 - 13 用地・導入計画 境川横断の検討資料

年 月 日	処 理 内 容
1996・11・19	・ 諮問
12・6	・ 審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
12・20	・ 市長から審査会に非公開理由説明書の提出
1997・1・7	・ 審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
1・16	・ 異議申立人から審査会に意見書の提出
1・17	・ 審査会から市長に意見書の写しを送付及び非公開処分に係る対象文書の提出要請
1・23	・ 審議
2・27	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 審議
3・24	・ 審議
4・17	・ 審議
5・15	・ 審議
6・26	・ 審議
7・24	・ 審議
9・25	・ 答申

## 第6期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 1996.2.1 ~ 1998.1.31)

会長

会長職務代理者

氏名	役職名等
亀田 帛子	・ 津田塾大学学芸学部教授
高井 巖	・ (財) 汎地カ-国際貿易観光会館専務理事
田島 泰彦	・ 神奈川大学短期大学部教授
長谷川 昇	・ 弁護士
保住 昭一	・ 明治大学法学部教授

(50音順)